

東北学院大学の改革に関する意見箱 回答

No.	2024-031
投書日	2024/11/19
タイトル	ヘッドフォンを着けた歩きスマホについて
投書内容	昨日 11/18、地下鉄五橋駅から帰宅時に、ヘッドフォンを着け、歩きスマホをし、五橋キャンパスから地下鉄階段及び構内をふらふらと歩いている学生とぶつかりそうになりました。耳はヘッドホンで当然に周囲の音が聞こえず、目はスマホに夢中なようで、かなり危険な状態だと思っていたところ、当方にぶつかりそうになりました。条例で歩きスマホを規制している市町村もあります。また、ヘッドフォンを着けて事故を起こした場合、ヘッドフォンを着けている側の過失責任が問われる場合もあります。もちろん、自転車運転時のスマホやヘッドフォン、イヤホン、傘さしは道交法で禁止されています。東北学院大でも歩行中や自転車運転中のスマホやヘッドフォン、イヤホンの危険性や道交法で禁止されている旨の周知または講習会の開催をお願いしたく、提案させていただきます。いずれにしても、歩行中や自転車運転中のながらスマホ、ヘッドホンやイヤホンを装着して事故を起こした場合、「重大な過失」が認められる場合があることを重ねて注意喚起をお願い致します。
回答日	2025/1/24
回答	ご意見、ご提案をありがとうございます。 本学の学生には、ホームページを通じて、歩行中の「ながらスマホ」やイヤホン・ヘッドホンにて音楽を聴きながら自転車を運転する行為が禁止されていること周知しております。 今後も継続して注意喚起を行ってまいります。